熊本市における自然災害への対応に関する一考察

羽廣　正樹

熊本市都市政策研究所　研究員

キーワード：自助、共助、公助、防災、水害、地震、台風、条例

1　緒言

1.1　研究の背景

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発している。元号が令和に変わって以降、気象庁が命名した主な災害をみると、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」、「令和２年７月豪雨」、「令和６年能登半島地震[1]」と、既に４つの災害が発生している。熊本市は、過去、度々風水害や地震の脅威に晒されており、平成 28（2016）年の熊本地震では、我が国観測史上初となる 2 度にわたる大地震により、各地に甚大な被害をもたらした。

その後、熊本市では、令和４（2022）年 10 月に熊本市防災基本条例を制定した。条文では「私たちは、互いに支え合いながら復旧・復興に力を尽くすとともに、災害が残した爪痕と先人たちの記憶から学び、教訓を得、これを後世に伝えていき、災害に備えることの大切さを痛感した」と明記され、誰もが安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現を目指し取り組んでいるところである。

1.2　研究の目的

真に災害に強いまちを実現するには、行政はもとより、事業者や地域団体、市民などそれぞれが主体的に防災・減災に取り組み、結集しなければならない。これについては、熊本市防災基本条例逐条解説第２章の「自助、共助及び公助」において、「各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行わなければならない」と明記されている。しかし、熊本市においてどの程度自助、共助及び公助が行われてきたのか明らかになっていない。そこで、本稿では防災における自助、共助及び公助に着眼する。まず、これに関する既往研究についてみていきたい。

三井[2]は、昭和 36（1961）年に制定された災害対策基本法の下で行われている災害対策と自助、共助及び公助の考え方について考察している。その中で、自助、共助については、公助のように責務の内容を詳細に規定しておらず、任意性の強いものと指摘している。また、社会通念上、個人や家族、地域の共同体も、それぞれ助け合って災害に対処してきていることを前提とし、あえて詳細に規定する必要がないと判断されていたとしている。一方、公助においては、防災行政は経験行政であり、幾多の災害の経験を得、その反省から、あるいはその経験・教訓から積み上がって出来上がったものであるとしている。

また、鴨志田[3]は、近年、国、自治体における防災政策として、公助から自助・共助へと大転換が行われているとしている。従来の防災政策は、国や自治体が住民を保護する公助が中心であった。その後、平成７（1995）年の阪神・淡路大震災、平成 23（2011）年の東日本大震災などを契機に、徐々に公助の限界が認識された。このことから今後の防災政策を進める上では、従来の防災や災害への向き合い方を根本から見つめ直し、行政と地域住民とがパートナーシップ関係のもと、住民主体のプログラムづくりを行う必要があるとしている。

以上 2 つの先行研究を参考に、本稿では、熊本市の防災対応として採られてきた自助、共助及び公助について検討を進める。具体的には、市制施行の明治 22（1889）年から現在に至る熊本市における自然災害への対応、組織や制度の変遷について整理したのち、自助、共助及び公助の変遷、そしてそれら 3 つの対応の転換期について考察する。これにより、今後の熊本市の防災施策の検討にあたり、基本的な議論の素材提供を目的とする。

1.3　自助、共助及び公助の概念規定

熊本市防災基本条例第３条の基本理念では、「本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行わなけれ

ばならない」と明記されている。

そこで本稿では、自助、共助及び公助の概念について、条例に基づき「自らの命は自らで守る自助（市民の役割【第４条】）」、「地域において互いに助け合う共助（事業者の役割【第５条】）、地域の防災組織の役割【第６条】）」、市をはじめ公的機関等による支援を中心とした公助（市の役割【第７条】）」とした。

2　研究方法

本稿では、『一つの災害を契機として防災対応は進化していく認識のもと、昭和 36（1961）年の災害対策基本法制定前は、防災の主体は「自助」であったが、災害対策基本法制定後は「公助」へシフトし、平成７（1995）年の阪神・淡路大震災後は「共助」の重要性を認識し、その後、平成 23（2011）年の東日本大震災など幾多の災害を経験し、現在は「公助・共助・自助型」へシフトしている。』という仮説を設定し、考察した。論文の構成を図１に示す。

第１章では研究の背景や目的、自助、共助及び公助の概念規定、第２章では研究方法について述べる。

第３章では、熊本市における自然災害への対応の変遷を把握するため、災害年表を作成した。なお、本稿における災害年表とは、明治 22（1889）年以降の熊本市における自然災害（地震、風水害（大雨及び台風）、火山噴火）や組織、制度（条例・規則等）の変遷、そして全国における契機となった自然災害や災害対策に係る主な法制度について整理したものである。作成に当たっては文献調査を行い、地域防災計画や防災白書、消防年報くまもと、市政概要、市勢要覧、熊本市の例規集や要綱集等を参考とした。

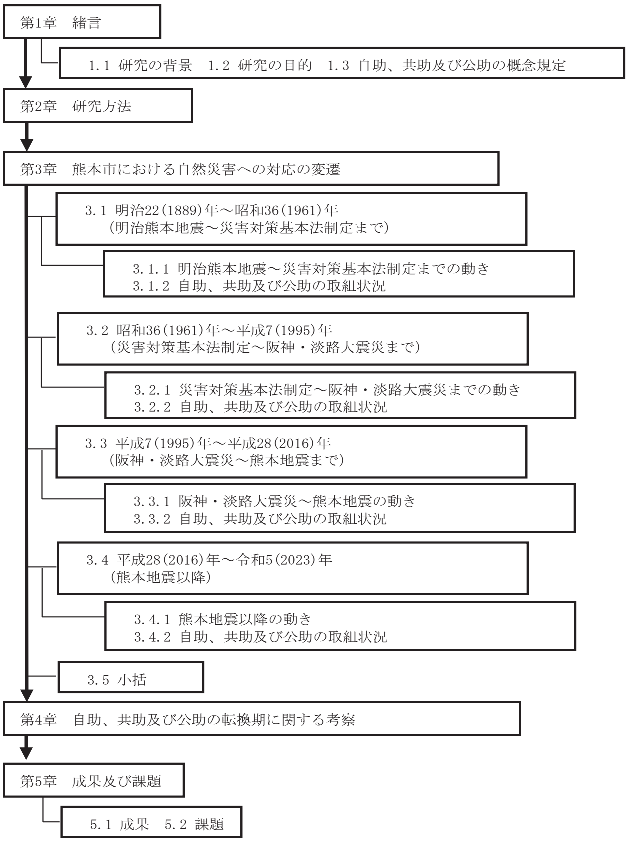

図１　論文の構成

また、防災対応は一つの災害を契機として進化していく認識を踏まえ、国の動きや熊本市の災害状況とも照合し「明治 22（1889）年～昭和 36（1961）年（明治熊本地震～災害対策基本法制定まで）」、「昭和 36（1961）年～平成７（1995）年（災害対策基本法制定～阪神・淡路大震災まで）」、「平成７（1995）年～平成 28（2016）年（阪神・淡路大震災～熊本地震まで）」、「平成 28（2016）年～令和５（2023）年（熊本地震以降）」の４つに時期区分した。

その後、自助、共助及び公助の取組状況について、災害年表や文献等から当時の仕組み（法、制度等）及び熊本市、地域、市民の活動を読み取り、表に整理した。整理に当たっては災害フェーズ毎の取組を把握するため、発災直後（発災当日～3 日）、復旧（発災４日目～2 週間）、復興（発災２週間～1 か月）（熊本市の業務継続計画[4]を参考）と整理した。

第４章では、自助、共助及び公助の転換期に関して考察し、第５章で成果及び課題についてまとめる。

3　熊本市における自然災害への対応の変遷

3.1　明治 22（1889）年～昭和 36（1961）年（明治熊本地震～災害対策基本法制定まで）

3.1.1　明治熊本地震～災害対策基本法制定までの動き

災害年表を表１に示す。まず、明治時代の動きをみる。

熊本市の状況をみると、明治 22（1889）年４月の市制施行後、同年７月 28 日に明治熊本地震が発生した。この頃、日本では地震調査研究が始まったばかりであり、明治熊本地震時には熊本に地震計がなく、設置されていた長崎、大分、宮崎、鹿児島に観測記録が残されていた[5]。その後、明治 24（1891）年、熊本市に８つの消防組が成立し、明治 27（1894）に消防組組織が成立した[6]。全国の状況をみると、明治 24（1891）年に濃尾地震が発生し、「震災予防調査会」が設置され、地震調査研究の進むきっかけとなった[7]。また、治水対策も進み、度重なる洪水等の大雨による災害に対応するため、明治 29（1896）年に旧河川法が、翌年には砂防法、森林法も制定され、近代治水の基

表１　明治22（1889）～昭和36（1961）年までの災害年表（令和５年度防災白書附属資料５を参考に著者作成）

熊本市に影響を及ぼした主な災害及び全国の契機となった主な災害年表						
					全国	
年号	災害名	（参考）火山噴火	市組織の主な動き	市の条例・規則等	災害対策に係る主な法制度	契機となった主な災害名
明治22 （1889）	明治熊本地震		89 全国31の市の一つとして熊本市発足			
明治23 （1890）				90「消防組組織設置標準」		
明治24 （1891）			91 全市に8消防組成立 （消防組に関する新規定設置）			91 濃尾地震
明治27 （1894）			94 消防組の組織が成立			
明治29 （1896）					96「旧河川法」	
明治30 （1897）					97「森林法」「砂防法」	
大正9 （1920）					20「市街地建築物法」	
大正12 （1923）						23 大正関東地震 （関東大震災）
大正13 （1924）					24「市街地建築物法」改正	
昭和2 （1927）	昭和2年高潮災害					
昭和6 （1931）			31 消防常備制度ができる			
昭和14 （1939）			39 警防団令の公布、消防組から警防団に			
昭和20 （1945）						45 枕崎台風
昭和21 （1946）						46 南海地震
昭和22 （1947）			47 警防団から消防団に改名		47「災害救助法」	47 カスリーン台風
昭和23 （1948）			48 自治体消防制度発足、熊本市消防本部を市庁舎内に置き、消防事務開始		48「消防組織法」「消防法」	48 福井地震
昭和24 （1949）					49「水防法」	
昭和25 （1950）				50「熊本市消防団員の階級及び服制に関する規則」	50「建築基準法」	
昭和27 （1952）				52「熊本市消防団員任免規則」		
昭和28 （1953）	6.26大水害	昭和28年4月噴火				
昭和32 （1957）	7.26水害					
昭和33 （1958）		昭和33年6月噴火				
昭和34 （1959）						59 伊勢湾台風

※熊本市の災害については、「令和５年度地域防災計画（共通編）」を参考に著者抜粋。また、参考として、白川氾濫に影響を及ぼしたとされる火山噴火について、国土交通省九州地方整備局阿蘇砂防事務所ホームページより抜粋。
※熊本市の主な動きについては、市ホームページ、市政要覧、市政概要を参考に著者抜粋。
※熊本市の条例・規則等については、市ホームページ例規集、要綱集より「災害」、「防災」、「消防団」をキーワード検索し、主なものを著者抜粋。
※全国の災害対策に係る主な法制度、契機となった主な災害については、「令和5（2023）年防災白書」を参考に、著者抜粋。
※きっかけとなった出来事については、著者にて下線及び西暦に★印をつけている。
※市の組織の主な動き、市の条例・規則等、災害対策に係る主な法制度の文章に記されている2桁数字は、西暦の下2桁を示す。

表２　自助、共助及び公助の主な活動記録（地域防災計画策定前の当時の対応状況を把握するため著者作成）

年号	災害名	自助、共助及び公助	主な出来事	文献
明治22 （1889）	明治熊本地震	公助-直後 共助-直後	「郡市の役所に、きまりにしたがって救済を行うようにした。警察官はもっぱら各市町村を見回り、人命や財産を守ることに努め、また、消防組を指揮して火災の予防にも努めた。…中略…熊本警察署所管内における被害の概況と死傷者数などは、震動後、僅か二時間余りで調査報告を受け、同時に検視も終了したことは、夜中混乱する中で、良く対応できたと評価できる。」	【現代語訳】熊本明治震災日記、P12
		公助-復旧	「熊本市や各郡から八月五日までに被害状況をまとめた被害表をもとに集計した「震災被害一覧表」…（中略）…被害状況を知るうえでは適当な資料といえよう」	市史研究くまもと第7号、P53
		公助-復興	「県では、…中略…水害に際して恩賜金下賜の前例のあった隣県に照会、他県の例を参考とし、配分のための規則を作り、被害状況の再確認と委員会による審査を行った上で、被災の軽重に応じて3度にわたり義捐金の配分を行った。併せて、備荒貯蓄の払い出しとして、食料代、小屋掛料等も支給された。現在の義捐金配分の仕組みも、こうした明治以来の経験の蓄積と言える。」	年報vol.4、P86
		共助-直後	「米田氏の留守邸では炊き出しをおこない、罹災者数十戸に配られた。」	【現代語訳】熊本明治震災日記、P38
		自助-直後	「人々は家の中に入ることを恐れて、地面にむしろを敷き、ある者は畳を持ち出して敷き、夜露にぬれながらも一夜を明かした」「前夜非常に驚いて家屋から出た市民は、皆な街路や学校、もしくは遊歩場のような広々としたところに寝たり起きたり、座ったりして一夜を明かした」	【現代語訳】熊本明治震災日記、P11、18
		自助-復旧	「去る四日、午前から午後にかけて、人々は続々と避難し、その数は分からないほどであった。…（中略）…本県の報告は安心すべきことのみで、小藤博士の調査でもますます安心することを知ると、街中の状況はようやく一変して、六日の朝ごろまでは続々と立ち退く者があったが、同日の夕刻および七日の朝よりは、ポツポツと立ち帰る方に踵をめぐらす者が出るようになった。」	【現代語訳】熊本明治震災日記、P124
昭和2 （1927）	昭和2年高潮災害	公助-直後 共助-直後	「度胸を決めて勤務していると、市内各方面の被害が続々と電話せられた」 「沖新・中島の各村は交通不通のため詳細判明せざるも、死者一千名と噂され、今や消防組・警官等多数出勤して罹災者の救護に努めているが、…中略…警官隊は消防組の応援を得て死体の捜査に努めている」	昭和貳年熊本縣潮害誌、P577 ※一部現代語に変換 新熊本市史、近代Ⅲ、P467～469
昭和28 （1953）	6.26大水害	公助-直後	「26日午後2時20分 代継、太甲橋、警戒水位に達す/午後2時30分 大雨警報発令（熊本測候所）/午後2時50分 警戒警報第1号発令（熊本市水害救助本部）…午後7時28分 二本木町へ避難命令発令…」	熊本市教育研究所紀要第4集 熊本市教育資料集【No.2】-6.26水害と熊本-1954、熊本市教育研究所P39、40　3.1表熊本市水害経過表
		公助-復旧	「熊本市水害対策本部は七月三日水害の全容をまとめた…中略…今回の水害の特徴は市街地のほとんど全域が罹災し、全戸数の九割が浸水、特に市中心部の繁華街の被害が甚大で、阿蘇の火山灰土と田畑の流失による土砂の堆積が莫大な量に達し、被害の総額二四五億円、復旧には多額の経費と労力を必要とすると強調している。」	新熊本市史現代Ⅰ、P77
		公助-復興	「市水害対策本部は七月十四日、救助の状況と今後の対策を協議した…中略…避難所のうち旧熊中・旧桜山中・旧日吉小の付属建設は半年間借り受けの了承がついていて、すでに一部は配電工事中ではあるものの、なお収容しきれないので、災害救助法による仮設住宅（建坪五坪）三〇〇戸を七月中に建てることを決めた。」	新熊本市史現代Ⅰ、P78
		共助-直後 自助-直後	「橋際を水にえぐられて危機にひんした大甲橋の補強作業のため、…中略…消防団と協力、土のう投入を行った。」 「近隣のうちとけあい、二階に避難させてもらう、水をもらう、一緒に作業をする、品物や道具を借りるなど…」	新熊本市史現代Ⅰ、P471 熊本市教育研究所紀要第4集 熊本市教育資料集【No.2】-6.26水害と熊本-1954、熊本市教育研究所P358
		共助-復旧 自助-復旧	「洪水後、3日目くらいから排土作業がはじまったが、この場合には、親戚、職場、知人などの助力が主となって、各家単位に仕事がすすみ、地域的な協力は殆どみられなかった。」 「炊くことは出来ず、空腹で作業できない、その時食糧の配給をうけたり、知人、親戚からもらった時」「人手は不足している、手のほどこし様のない家、茫然としている時、思いもよらず、友人、生徒、親戚の方が排土の手伝いにこられ、能率的に片付けて…略…」	熊本市教育研究所紀要第4集 熊本市教育資料集【No.2】-6.26水害と熊本-1954、熊本市教育研究所P358 熊本市教育研究所紀要第4集 熊本市教育資料集【No.2】-6.26水害と熊本-1954、熊本市教育研究所P372
昭和32 （1957）	7.26水害	公助-直後	「熊本市庁舎はまったく孤立、砂利舟やブルドーザーで出勤した職員もあったが、大半は腰まで水につかって登庁。坂口市長はじめ約一〇〇人は前夜から泊まり込みで警戒に当たったが、同日の出勤者は約六五〇人で、庁舎関係職員の約七割。市では同日から災害救助勤務のため全員出勤とし、原則として臨時休暇・夏季休暇を認めないことに決めた。」	新熊本市史現代Ⅰ、P479
		公助-復旧	「七.二六水害」でも災害救助法に基づく救護医療が三班編制で避難収容所を巡回し消毒・診察等を行った。	新熊本市史現代Ⅰ、P481
		公助-復興	「市は災害救助法に基づく七・二六災害の応急仮設住宅三六戸の建設を急ぎ、八月中に完成をめざすことにした。」	新熊本市史現代Ⅰ、P93

※昭和39（1964）年地域防災計画策定前までの文献調査。下線部は、仕組み（法、制度等）に基づく活動であると読み取れるものを著者抽出。

礎が形成された[8]。

次に大正及び昭和時代の動きをみる。熊本市の状況をみると、昭和2（1927）年9月13日、熊本県を襲った台風により旧飽田郡、玉名郡、宇土郡の海岸で高潮が発生し、死者・行方不明者423名に上った。有明海沿岸の各所で堤防が決壊し、海水は場所によっては海岸線から約4500m（現在の熊本市南区内田町）までに及んだ。さらに、潮位は高いところで6m以上となるなど、記録的な高潮災害となった[9]。現場は死者1千名と噂され、消防組や警官等が多数出勤して罹災者の救護に努めたものの、大混乱であった[10]。

昭和6（1931）年には初めて消防常備制度がしかれ、当時の北警察署（現白川公園）、南警察署（現肥後銀行熊本駅前支店）の両警察書構内に北消防詰所・南消防詰所が設けられた。その後、昭和23（1948）年3月、消防組織法の施行に伴い、熊本市消防局の前進となる熊本市消防本部を市庁舎内に置き、消防事務が開始され、現在の熊本市消防局が形成された[11]。戦後も災害が続く。昭和24（1949）年の水防法施行後、昭和28（1953）年に6.26大水害が熊本市を襲った。6.26大水害前に発生した阿蘇山噴火が影響し、火山基層を厚く覆う「ヨナ」と呼ばれる火山灰混じりの砂が洪水で流され、熊本市内は泥土に覆われた[12]。復興においては、市職員による復旧活動に加え、保安隊（自衛隊の前進）が復興の主力となった[13]。そして、6.26大水害の4年後、昭和32（1957）年には7.26水害が再び熊本市を襲い、市職員全員が出勤し、対応にあたった[14]。

全国の状況をみると、大正12（1923）年、我が国の災害対策の出発点とも言える存在となった関東大震災が発生した[15]。また、昭和20（1945）年の枕崎台風や昭和22（1947）年のカスリーン台風をきっかけに「水災を警戒し防御し及びこれによる被害を軽減すること（原文）」を目的とした水防法が昭和24（1949）年に施行された[16]。さらに、昭和21（1946）年の南海地震や昭和23（1948）年の福井地震の後、昭和25（1950）年に建築基準法が施行され、確認申請及び構造基準が定められた。

3.1.2　自助、共助及び公助の取組状況

当時の状況を把握するため、災害年表（表1）に加えて参考文献から抽出した活動記録（表2、読み取った箇所には下線挿入）も参考に、自助、共助及び公助の取組状況について表3に示す。

明治22（1889）年の明治熊本地震では、警察官と消防組による被災者支援や市職員による現地調査、義捐金配分など共助、公助の活動状況が読み取れ、また、自助においても露宿避難や学校への避難など活動していたことが文献から読み取れた。昭和2（1927）年の高潮災害では、消防組や警官等が罹災者の救護支援に努めるなど、共助と公助が連携した活動を行っていた。昭和28（1953）年の6.26大水害及び昭和32（1957）年の7.26水害では、水害救助本部、水害対策本部の設置や避難命令を発令するなど公助の活動が見られ、復興活動においても災害救助法による仮設住宅の建設が行われていた[17]。自助、共助の活動においても、消防団や親戚、職場、知人などによる土のう配備、火山灰の処理に対応していたことが分かった。

表3　明治22（1889）～昭和36（1961）年
自助、共助及び公助の取組状況

自助、共助及び公助の取組状況										
		自助			共助			公助		
年号	災害名	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興
明治22（1889）	明治熊本地震	○	○	○	●	○	○	●	●	●
昭和2（1927）	昭和2年高潮災害	○	○	○	●	○	○	●	●	●
昭和28（1953）	6.26大水害	○	○	○	●	○	○	●	●	●
昭和32（1957）	7.26水害	○	○	○	●	○	○	●	●	●

（文献等を参考に著者作成）

●…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることが確認できる
○…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることは確認できないが、活動していることは確認できる

自助、共助及び公助の取組状況を確認するにあたり、熊本市業務継続計画（令和5年（2023年）6月改定）から以下のとおり「発災直後」、「復旧」、「復興」について定める。
※「発災直後」とは発災当日～3日までの期間とし、「命を守る」初動段階（救命救急活動、避難所開設等）から「安心と安全」を確保する応急段階段階（応援要請、行方不明者救助等）までとする。
※「復旧」とは発災4日目～2週間までの期間とし、「協働」で行う被災者支援段階（罹災証明書、応急危険度判定等）から「日常への復帰」へ踏み出す復旧段階（公共インフラ復旧、学校の再開等）までとする。
※「復興」とは発災2週間～1ヶ月までの期間とし、「生活再建」へ向けた復興段階（生活再建支援制度、市民生活の復旧等）とする。

3.2　昭和36（1961）年～平成7（1995）年
（災害対策基本法制定～阪神・淡路大震災まで）

3.2.1　災害対策基本法制定～阪神・淡路大震災までの動き

災害年表を表4に示す。熊本市の状況をみると、昭和36（1961）年に制定された災害対策基本法に基づき、昭和38（1963）年に防災会議条例を制定、昭和39（1964）年に地域防災計画が策定された。当時の計画には、「熊本市域の防災に関し、総合的、かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって市民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的とする」と明記されており、防災行政の基礎ができたといえる。

昭和55（1980）年の8.30水害では白川、井芹川、坪井川の氾濫により、約5,400棟が浸水するなどの被害が生じた。この水害を教訓に、防災行政の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、昭和56（1981）年12月、土木部に防災対策室が新設された。また、昭和59（1984）年

表4　昭和36（1961）～平成7（1995）年までの災害年表

熊本市に影響を及ぼした主な災害及び全国の契機となった主な災害年表						
					全国	
年号	災害名	(参考)火山噴火	市組織の主な動き	市の条例・規則等	災害対策に係る主な法制度	契機となった主な災害名
昭和34 (1959)						59 伊勢湾台風
昭和36 (1961)★					61「災害対策基本法」	
昭和37 (1962)					62 中央防災会議設置	
昭和38 (1963)				63「熊本市防災会議条例」 「熊本市災害対策本部条例」	63 防災基本計画策定	
昭和39 (1964)			64 地域防災計画策定	64「熊本市消防団の設置等に関する条例」 「熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例」 「熊本市消防団員の退職報償金に関する条例」		
昭和41 (1966)				66「熊本市消防団員等公務災害補償条例」		
昭和46 (1971)				71「熊本市消防団の組織に関する規則」		
昭和48 (1973)				73「熊本市消防団員の退職報償金に関する条例施行規則」		
昭和49 (1974)				74「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」		
昭和50 (1975)	6.25水害					
昭和51 (1976)				76「熊本市災害対策本部規程」		
昭和54 (1979)		昭和54年9月噴火				
昭和55 (1980)	8.30水害					
昭和56 (1981)			81 8.30水害を教訓に防災行政の総合的かつ計画的な推進を図るため、防災対策室を土木部に新設			
昭和57 (1982)	長崎豪雨 (7.24水害)			82「熊本市防災行政用無線局の管理に関する訓令」		
昭和59 (1984)			84 消防局新庁舎と併せ、当時九州初の住民と行政が一体となり自主防災活動の拠点となる広域防災センター併設	84「熊本市広域防災センター管理運営要綱」		
昭和62 (1987)				87「熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則」		
昭和63 (1988)	5.3水害			88「熊本市自主防災組織推進要綱」		
平成2 (1990)	7.2水害	平成2年4月噴火				
平成3 (1991)	台風19号			91「熊本市災害し尿収集取扱要綱」		

※熊本市の災害については、「令和５年度地域防災計画（共通編）」を参考に著者抜粋。また、参考として、白川氾濫に影響を及ぼしたとされる火山噴火について、国土交通省九州地方整備局阿蘇砂防事務所ホームページより抜粋。
※熊本市の主な動きについては、市ホームページ、市政要覧、市政概要を参考に著者抜粋。
※熊本市の条例・規則等については、市ホームページ例規集、要綱集より「災害」、「防災」、「消防団」をキーワード検索し、主なものを著者抜粋。
※全国の災害対策に係る主な法制度、契機となった主な災害については、「令和5（2023）年防災白書」を参考に、著者抜粋。
※きっかけとなった出来事については、著者にて下線及び西暦に★印をつけている。
※市の組織の主な動き、市の条例・規則等、災害対策に係る主な法制度の文章に記されている2桁数字は、西暦の下2桁を示す。

に、九州では初めて、住民と行政が一体となって自主防災活動の取組を推進するため「広域防災センター」が消防局庁舎に設置された。この施設には、防災パノラマや台風体験装置といった設備があり、災害を実体験することができるなど、当時の市民の防災力向上に大きな役割を担った。

その後も、昭和63（1988）年の5.3水害では緑川が氾濫、平成2（1990）年の7.2水害では白川、緑川が氾濫するなどこの期間は多くの水害を経験した。

平成3（1991）年の台風19号も大きな爪痕を残した。死傷者17名を出し、交通機関は全面ストップ、停電、断水、電話の不通が相次ぐなど、暴風による被害が甚大であった[18]。なお、この台風で観測した最大瞬間風速52.6m/s（熊本市）は、令和5（2023）年時点においても、観測史上1位である[19]。

3.2.2　自助、共助及び公助の取組状況

自助、共助及び公助の取組状況について、表5に示す。

昭和36（1961）年から平成7（1995）年までの間、地域防災計画の策定、災害対策本部条例や消防団に関する条例・規則、災害弔慰金に関する条例、そして組織体制の整備等、公助の取組が活発化した。

また、自助、共助に関する支援も始まり、広域防災センターの設置、熊本市自主防災組織推進要綱（平成8（1996）年廃止）が制定され、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災前から自主防災組織に関する取組が既に始まっ

表5　昭和36（1961）～平成7（1995）年
自助、共助及び公助の取組状況

自助、共助及び公助の取組状況										
		自助			共助			公助		
年号	災害名	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興
昭和50 (1975)	6.25水害	○	○	○	●	○	○	●	●	●
昭和55 (1980)	8.30水害	○	○	○	●	○	○	●	●	●
昭和57 (1982)	長崎豪雨 (7.24水害)	○	○	○	●	○	○	●	●	●
昭和63 (1988)	5.3水害	○	○	○	●	●	●	●	●	●
平成2 (1990)	7.2水害	○	○	○	●	●	●	●	●	●
平成3 (1991)	台風19号	○	○	○	●	●	●	●	●	●

（文献等を参考に著者作成）

●…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることが確認できる
○…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることは確認できないが、活動していることは確認できる

自助、共助及び公助の取組状況を確認するにあたり、熊本市業務継続計画（令和5年（2023年）6月改定）から以下のとおり「発災直後」、「復旧」、「復興」について定める。
※「発災直後」とは発災当日～3日までの期間とし、「命を守る」初動段階（救命救急活動、避難所開設等）から「安心と安全」を確保する応急段階段階（応援要請、行方不明者救助等）までとする。
※「復旧」とは発災4日目～2週間までの期間とし、「協働」で行う被災者支援段階（罹災証明書、応急危険度判定等）から「日常への復帰」へ踏み出す復旧段階（公共インフラ復旧、学校の再開等）までとする。
※「復興」とは発災2週間～1ヶ月までの期間とし、「生活再建」へ向けた復興段階（生活再建支援制度、市民生活の復旧等）とする。

ていたことが分かった。

3.3　平成７（1995）年～平成28（2016）年（阪神・淡路大震災～熊本地震まで）

3.3.1　阪神・淡路大震災～熊本地震までの動き

災害年表を表６に示す。熊本市の状況をみると、平成11（1999）年の台風18号では、平成３（1991）年の台風19号に続き、暴風による倒木、停電、断水等甚大な被害が生じた。平成24（2012）年の九州北部豪雨では白川が氾濫し、再び水害を経験した。制度面においては、平成７（1995）年以降、自主防災クラブ（自主防災組織から名称変更）に関する要綱や災害弔慰金及び災害見舞金に関する要綱が制定された。また、平成18（2006）年に熊本市災害情報メールに関する要領が定められ、登録を行うことで誰もが避難情報などの防災情報を簡単に入手できるようになった。

全国の状況をみると、大きな災害をきっかけとして、災害対策基本法の改正が行われた。平成７（1995）年の阪神・淡路大震災をきっかけに、同年６月及び12月、政府の災害対策本部の充実・強化や市町村長による都道府県知事に対する自衛隊の災害派遣要請の法定化、ボランティアや自主防災組織による防災活動の環境整備などが明記された。また、平成23（2011）年の東日本大震災をきっかけに、翌年の平成24（2012）年、国民の防災意識の向上を図るため住民の責務として災害教訓を伝承することが明記されるとともに、地方公共団体において防災教育を努力義務化する旨が規定された[20]。平成25（2013）年には、「自助」「共助」「公助」等の基本理念や「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的とした地区防災計画などが明記された[21]。

3.3.2　自助、共助及び公助の取組状況

自助、共助及び公助の取組状況について、表７に示す。平成７（1995）年から平成11（1999）年の台風18号までの間、自主防災クラブに関する要綱が次々に整備され、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の地震対策の推進、さらに消防団と自主防災クラブの連携も進められた[22]。それまでの水害対策に加えて地震対策も行われるようになるなど、共助に対する支援が強化された。

平成11（1999）年の台風18号後、災害に関する情報収集活動や応急処置等を迅速かつ的確に行うため、災害警戒本部の設置について定めた要綱が制定された。また、河川における洪水時等においての円滑かつ効果的な水防活動、緊急復旧活動等を行う拠点となる小島河川防災センターの

表６　平成７（1995）年～平成28（2016）年までの災害年表

熊本市に影響を及ぼした主な災害及び全国の契機となった主な災害年表

年号	災害名	(参考)火山噴火	市組織の主な動き	市の条例・規則等	全国 災害対策に係る主な法制度	全国 契機となった主な災害名
平成7（1995）★			95 消防署から阪神淡路大震災救援活動のため兵庫県神戸市に救助隊及び救援隊派遣	95「熊本市自主防災クラブ結成・育成委員会設置要綱」 「熊本市上下水道局防災対策推進委員会設置要綱」	95「災害対策基本法」一部改正 （ボランティアや自主防災組織による防災活動の環境整備等）	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）
平成8（1996）			96 総合防災課(建設局土木部から防災対策課が総務局へ移管)	96「熊本市自主防災クラブ助成要綱」 「熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱」		
平成9（1997）				97「熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱」		
平成11（1999）	台風18号					
平成12（2000）				00「熊本市災害警戒本部要綱」		
平成13（2001）			01 総務部防災総合課を総合防災対策室（部相当）に再編			
平成15（2003）				03「熊本市小島河川防災センター条例」 「熊本市小島河川防災センター条例施行規則」		
平成18（2006）			06 総合防災対策室を危機管理防災総室に改称（総務局、危機管理プロジェクトを廃止）	06「熊本市災害情報メール取扱要領」		
平成20（2008）				08「熊本市防災倉庫に関する維持管理規程」		
平成21（2009）				09「熊本市防災会議傍聴要綱」		
平成22（2010）				10「熊本市小島河川防災センター使用料免除要綱」		
平成23（2011）			11 消防署から東日本大震災災害支援活動のため、緊急消防援助隊として仙台市へ派遣			東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）
平成24（2012）	九州北部豪雨		12 消防署から九州北部豪雨災害災害支援活動のため、阿蘇市へ派遣		12「災害対策基本法」一部改正（第1弾） （教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上等）	
平成25（2013）				13「熊本市自主防災クラブ活動活性化事業補助交付要綱」	13「災害対策基本法」一部改正（第2弾） （減災、自助共助公助の基本理念の明記、地区防災計画の位置づけ等）	
平成26（2014）			14 機能別団員制度を創設、災害時に開設される避難所等において活動する「防災サポーター制度」を創設			
平成27（2015）				15「熊本市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱」		

※熊本市の災害については、「令和５年度地域防災計画（共通編）」を参考に著者抜粋。また、参考として、白川氾濫に影響を及ぼしたとされる火山噴火について、国土交通省九州地方整備局阿蘇砂防事務所ホームページより抜粋。
※熊本市の主な動きについては、市ホームページ、市政要覧、市政概要を参考に著者抜粋。
※熊本市の条例・規則等については、市ホームページ例規集、要綱集より「災害」、「防災」、「消防団」をキーワード検索し、主なものを著者抜粋。
※全国の災害対策に係る主な法制度、契機となった主な災害については、「令和5（2023）年防災白書」を参考に、著者抜粋。
※きっかけとなった出来事については、著者にて下線及び西暦に★印をつけている。
※市の組織の主な動き、市の条例・規則等、災害対策に係る主な法制度の文章に記されている2桁数字は、西暦の下2桁を示す。

整備など、公助による水害に対する取組も強化された。

平成24（2012）年の九州北部豪雨後、地域の防災リーダーとして活躍している消防団の活性化を図るため、防災サポーター制度[23]が創設された。これは、社会経済情勢の変化による団員の高齢化やサラリーマン化、さらには団員数の減少の問題に対応したものであった。このように、地域防災力の充実強化に向け共助を支援する取組が行われた。

表 7　平成 7（1995）年～平成 28（2016）年
自助、共助及び公助の取組状況

自助、共助及び公助の取組状況										
		自助			共助			公助		
年号	災害名	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興
平成11（1999）	台風18号	○	○	○	●	●	●	●	●	●
平成24（2012）	九州北部豪雨	○	○	○	●	●	●	●	●	●

（文献等を参考に著者作成）

●…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることが確認できる
○…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることは確認できないが、活動していることは確認できる

自助、共助及び公助の取組状況を確認するにあたり、熊本市業務継続計画（令和5年（2023年）6月改定）から以下のとおり「発災直後」、「復旧」、「復興」について定める。
※「発災直後」とは発災当日～3日までの期間とし、「命を守る」初動段階（救命救急活動、避難所開設等）から「安心と安全」を確保する応急段階段階（応援要請、行方不明者救助等）までとする。
※「復旧」とは発災4日目～2週間までの期間とし、「協働」で行う被災者支援段階（罹災証明書、応急危険度判定等）から「日常への復帰」へ踏み出す復旧段階（公共インフラ復旧、学校の再開等）までとする。
※「復興」とは発災2週間～1ヶ月までの期間とし、「生活再建」へ向けた復興段階（生活再建支援制度、市民生活の復旧等）とする。

3.4　平成 28（2016）年～令和 5（2023）年（熊本地震以降）

3.4.1　熊本地震以降の動き

災害年表を表 8 に示す。熊本市の状況をみると、平成28(2016)年 4 月、危機管理防災総室が総務局から政策局へ移管された。その直後の平成 28（2016）年 4 月 14 日、16 日に熊本地震が発生し、国内観測史上初の震度 7 を 2 回観測した。この地震は、明治 22（1889）年の明治熊本地震以降の約 127 年ぶりの大地震となった。

平成 28（2016）年の熊本地震後、記憶を風化させないために震災対処訓練の実施、記録を未来へ伝承するための熊本市震災記録誌や［現代語訳］熊本明治震災日記の刊行、そして、地域防災計画や業務継続計画等の見直しが図られた。令和 4（2022）年 10 月に熊本市防災基本条例が制定され、自助、共助及び公助の役割が明記された。

全国の状況をみると、平成 28（2016）年の熊本地震において災害救助の役割に関する課題が改めて認識されたこともあり、平成 30（2018）年 6 月、災害救助法が一部改正された。

3.4.2　自助、共助及び公助の取組状況

自助、共助及び公助の取組状況について、表 9 に示す。平成 28（2016）年の熊本地震後、地震等の災害により広域的な断水が発生した場合の応急用飲料水及び生活用水を活用する要綱等が制定された。また、公助に加え共助、自助

表 9　平成 28（2016）年～令和 5（2023）年
自助、共助及び公助の取組状況

自助、共助及び公助の取組状況										
		自助			共助			公助		
年号	災害名	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興	発災直後	復旧	復興
平成28（2016）	熊本地震	○	○	○	●	●	●	●	●	●
－	－（現在）	●	●	●	●	●	●	●	●	●

（文献等を参考に著者作成）

●…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることが確認できる
○…文献等から仕組み（法、制度等）が整備されていることは確認できないが、活動していることは確認できる

自助、共助及び公助の取組状況を確認するにあたり、熊本市業務継続計画（令和5年（2023年）6月改定）から以下のとおり「発災直後」、「復旧」、「復興」について定める。
※「発災直後」とは発災当日～3日までの期間とし、「命を守る」初動段階（救命救急活動、避難所開設等）から「安心と安全」を確保する応急段階段階（応援要請、行方不明者救助等）までとする。
※「復旧」とは発災4日目～2週間までの期間とし、「協働」で行う被災者支援段階（罹災証明書、応急危険度判定等）から「日常への復帰」へ踏み出す復旧段階（公共インフラ復旧、学校の再開等）までとする。
※「復興」とは発災2週間～1ヶ月までの期間とし、「生活再建」へ向けた復興段階（生活再建支援制度、市民生活の復旧等）とする。

表 8　平成 28（2016）年～令和 5（2023）年までの災害年表

熊本市に影響を及ぼした主な災害及び全国の契機となった主な災害年表						
					全国	
年号	災害名	(参考)火山噴火	市組織の主な動き	市の条例・規則等	災害対策に係る主な法制度	契機となった主な災害名
平成28（2016）★	熊本地震	平成28年10月噴火	16 危機管理防災総室を総務局から政策局へ移管 消防団は、熊本地震の発生により、災害活動、支援物資活動、避難所支援など多岐に渡る支援を行う			
平成29（2017）				17「熊本市災害時拠点強靭化緊急促進事業に関する補助金交付要綱」 「熊本市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要綱」 「災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸の確保及び有効活用に関する要綱」 「熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則に規定する書類の様式等を定める要綱」		
平成30（2018）				18「熊本市校区防災連絡会設立及び活動支援助成金等支給要綱」	18 「災害救助法」一部改正	
令和1（2019）				19「熊本市災害救助法施行細則」 「熊本市災害救助基金条例」		
令和4（2022）				22「熊本市防災基本条例」		
令和5（2023）			23 危機管理防災総室を3課体制に（危機管理課、防災計画課、防災対策課）機能別団員として新たに「災害対応団員」を創設	23「熊本市避難所運営委員会活動支援助成金交付要綱」		

※熊本市の災害については、「令和５年度地域防災計画（共通編）」を参考に著者抜粋。また、参考として、白川氾濫に影響を及ぼしたとされる火山噴火について、国土交通省九州地方整備局阿蘇砂防事務所ホームページより抜粋。
※熊本市の主な動きについては、市ホームページ、市政要覧、市政概要を参考に著者抜粋。
※熊本市の条例・規則等については、市ホームページ例規集、要綱集より「災害」、「防災」、「消防団」をキーワード検索し、主なものを著者抜粋。
※全国の災害対策に係る主な法制度、契機となった主な災害については、「令和5（2023）年防災白書」を参考に、著者抜粋。
※きっかけとなった出来事については、著者にて下線及び西暦に★印をつけている。
※市の組織の主な動き、市の条例・規則等、災害対策に係る主な法制度の文章に記されている2桁数字は、西暦の下2桁を示す。

も取り入れた震災対処訓練を実施し、校区防災連絡会や避難所運営委員会を立ち上げるなど、共助の充実を図った。自助に関しては、平成30（2018）年から防災士の養成が図られるなど、公助、共助に加えて自助の強化も始まった。

3.5　小括

明治22（1889）年の明治熊本地震から令和5（2023）年の現在まで、熊本市における自然災害への対応や自助、共助及び公助の変遷について、以下のとおりまとめる。

第一に、3.1の明治22（1889）年から昭和36（1961）年までの期間においては、2つに分けることができる。明治22（1889）年、昭和2（1927）年の災害対応では、災害の都度、自助、共助及び公助がそれぞれ対応に追われていた。公助においては、当時から被災調査、義援金配分など対応されていたことが分かった。この頃は、防災対策がまだ十分整備されていなかった時期であり、各主体が災害対応を行っていたことが分かった。昭和28（1953）、昭和32（1957）年の災害対応では、水防法や消防に関する制度が整備され、公助の役割が強化された。また、熊本市では避難情報に関する概念が盛り込まれた災害対策基本法制定前から避難命令を発令しており、公的な防災対策が進んでいたことが窺える。

第二に、3.2の昭和36（1961）年から平成7（1995）年までの期間では、全国的に法整備が進み、公助の動きが活発化した。具体的な熊本市の動きとしては、地域域防災計画の策定、総合的な防災行政を行うための防災部署の設立などが行われた。また、自助、共助についても環境整備が始まり、広域防災センターの設立や自主防災組織の整備などが行われた。

第三に、3.3の平成7（1995）年から平成28（2016）年までの期間では、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災や平成23（2011）年の東日本大震災をきっかけに、災害対策基本法が改定された。熊本市においても自主防災クラブ（自主防災組織）や耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の地震対策が推進されるなど、今までの水害対策に加えて地震対策も行われるようになった。また、この頃から、社会経済情勢の変化による消防団員の高齢化や団員数の減少に対応するため、消防団員の確保を目的とした共助を支援する取組が始まった。

第四に、3.4の平成28（2016）年から令和5（2023）年までの期間では、平成28（2016）年の熊本地震によって熊本市の防災対応に多くの課題を認識させることとなった。また、明治22（1889）年の明治熊本地震を知るきっかけにもなり、記憶の伝承の重要性を再認識した。現在、校区防災連絡会や避難所運営委員会など共助の体制強化を図るとともに、自助強化のために防災士の養成などが行われている。

4　自助、共助及び公助の転換期に関する考察

熊本市における自助、共助及び公助について、当初の仮説では、災害対策基本法制定前は、防災の主体が「自助」であったとしていたが、実際には、既に自助、共助及び公助の全てが防災において重要な役割を果たしていた。つまり、防災の主体が一方から他方へと単純にシフトしたのではなく、各主体が絶えず存在し、その役割や重要性が時間とともに変化・進化してきたというのが実状であった。これは、災害対策基本法制定前からの熊本県や熊本市職員、警察、消防組、保安隊などの活動や、6.26大水害時の対策本部設置、避難命令の発令などからも確認できる。

以上を踏まえ、熊本市における自助、共助及び公助の転換期について、以下の3つに整理する。

第一に、昭和36（1961）年災害対策基本法制定前から、自助、共助及び公助の全てが防災において重要な役割を果たしていた。災害対策基本法制定により、公助の役割が明確化され、強化された。（表4の★印）

第二に、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災により、共助の重要性が社会全体で認識される契機になった。熊本市においても、共助を支援する取組が進められた。（表6の★印）

第三に、平成28（2016）年の熊本地震により自助や共助の重要性が認識され、自助に関する支援や共助の更なる強化が行われた。（表8の★印）

5　成果及び課題

5.1　成果

本稿では、明治22（1889）年の明治熊本地震から令和5（2023）年までの熊本市における自然災害への対応を考察するにあたり、災害年表を作成した。熊本市の地域防災計画にも災害名や現象の規模、被害状況が掲載された年表はあるが、熊本市における防災の歴史認識を図る上で、市の組織の動きや制度の変遷に加え、全国の災害対策の変遷についても認識できた。

災害年表を整理していく中で、自助、共助及び公助につ

いて考察することができ、それぞれの役割や重要性が災害経験とともに変化してきたことが把握できた。また、昭和36（1961）年の災害対策基本法制定、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災、平成28（2016）年の熊本地震といった転換期を知ることで、当時の課題に対するアプローチについて確認することができた。

5.2 課題

本稿では、防災における自助、共助及び公助に着眼し、「災害」、「防災」、「消防団」のキーワードを中心に調査研究を進めたこともあり、都市計画や河川整備等の観点からの深掘りまでできておらず、全体像を把握するまでとなっている。今後、本稿で作成した災害年表の深化を図るとともに、市民一人ひとりが適切な防災行動に結びつくための効果的な施策について焦点をあて、調査研究に取り組んでいきたい。

（参考文献・資料）

(1) 熊本市教育研究所（1954）『6.26水害と熊本』

(2) 熊本市（1993）『台風19号災害記録集』

(3) 内閣府（2023）『令和5年版防災白書』 https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/r05/honbun/index.html（2024年3月1閲覧）

(4) 熊本市（2022）『熊本市防災基本条例』（2024年3月1閲覧）

(5) 熊本市（2023）『熊本市防災基本条例逐条解説』（2024年3月1閲覧）

(6) 新熊本市編纂委員会（2003）『新熊本市史 通史編 第七巻 近代Ⅲ』

(7) 新熊本市編纂委員会（1997）『新熊本市史 通史編 第八巻 現代Ⅰ』

(8) 熊本市都市政策研究所（2016）『【現代語訳】熊本明治震災日記 水島貫之著（明治二十二年）』

(9) 山中進（1996）『明治二十二年熊本大地震の記録：市史研究くまもと 第7号』

(10) 熊本県（1933）『昭和貳年熊本縣潮害誌』

(11) 熊本市（1964）『熊本市防災計画書』

(12) 内閣府『防災の動き 1 法改正の経緯』 https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h30/92/news_07.html（2024年3月1閲覧）

[1] 気象庁(2024)「気象庁が名称を定めた気象・地震・火山現象一覧」(2024年3月1閲覧)
[2] 三井康壽（2011）「自助・共助・公助論」、都市住宅学72号 2011 WINTER
[3] 鴨志田康弘（2021）「社会安全政策としての「防災文化力」」、現代社会研究 18号
[4] 熊本市（2023）「業務継続計画（令和5年6月改定版）」、20-22（2024年3月5日閲覧）
[5] 市史研究くまもと第7号（1996）「3 地震の発生は午後十一時四十分頃か（山中進）」、47
[6] 熊本市ホームページ「熊本市消防団の歩み」（2024年3月1閲覧）
[7] 東京大学地震研究所ホームページ「震災予防調査会」（2024年3月1閲覧）
[8] 国土交通省ホームページ「審議会等の情報、河川審議会について河川審議会答申　21世紀社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」(2024年3月1閲覧)
[9] 熊本県ホームページ「昭和2年高潮被害」（2024年3月1閲覧）
[10] 新熊本市史 近代Ⅲ 467-472
[11] 熊本市ホームページ「消防の歴史」（2024年3月1閲覧）
[12] 国土交通省九州地方整備局阿蘇砂防事務所「阿蘇地域の概要」
[13] 新熊本市史 現代Ⅰ 470-476
[14] 新熊本市史 現代Ⅰ 478-479
[15] 内閣府（2023）「令和5年版防災白書 特集1 関東大震災と日本の災害対策」、2（2024年3月1閲覧）
[16] 内閣府防災情報のページ「特集 風水害に備える カスリーン台風から75年～水害対策は「流域治水」の時代へ～」（2024年3月1閲覧）
[17] 熊本市教育研究所「六・二六水害と熊本」、38-41
[18] 熊本市「台風19号災害記録集」、54
[19] 気象庁ホームページ「過去の気象データ検索（熊本）観測史上1～10位の値」（2024年3月1閲覧）
[20] 内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）、概要」（2024年3月1閲覧）
[21] 内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号、施行通知（局長名）」（2024年3月1閲覧）
[22] 熊本市（1996）「’96年市政要覧」、21
[23] 熊本市（2018）「平成28年版消防年報くまもと」、80

羽廣　正樹（熊本市都市政策研究所 研究員／技術参事）

平成26（2014）年度熊本市役所入庁。上水道管路の維持管理業務（他工事に伴う上水道移設工事、布設替工事等の発注、緊急（水道管破損対応）対応等）や防災に関する業務（防災士の養成、ハザードマップ作成、避難確保計画作成支援、水防業務等）に従事し、令和5(2023)年度より現職。